

# セラミックス 投稿規程

昭和 46 年 6 月 23 日制定 理事会承認  
平成 4 年 9 月 30 日改定 理事会承認  
平成 11 年 1 月 20 日改定 理事会承認  
平成 19 年 1 月 25 日改定 理事会承認

**1. 投稿資格** 投稿原稿の著者(連名の場合は一人以上)は、日本セラミックス協会の名誉会員、正会員、学生会員、特別会員(特別会員として登録されている組織に勤務する者を含む)とする。

## 2. 投稿原稿の種類

**2.1** セラミックス誌への投稿原稿は、(1)レビュー、資料等、(2)新製品紹介、(3)随想、(4)新刊紹介、(5)会員の声、(6)委員会・支部・部会等活動報告記、(7)トピックス、(8)求人、(9)その他とする。

**2.2** 投稿原稿の長さは、図、表、写真を含め、会誌刷り上がり、原則として次の限度内とする。

- (1) レビュー、資料等は 6 ページ以内。
- (2) 新製品紹介は 1 ページ以内。
- (3) 随想は 1 ページ以内。
- (4) 新刊紹介は 0.5 ページ以内。
- (5) 会員の声は 1 ページ以内。
- (6) 委員会・支部・部会等活動報告記は 1 ページ以内。
- (7) トピックスは別に定める執筆要項による。
- (8) 求人は別に定める求人欄申込要項による。
- (9) 上記以外の原稿はその都度セラミックス編集委員会にて決定する。

## 3. 投稿原稿の執筆について

**3.1** 原稿は、原則として和文で、所定の形式で横書きで印字する。本文内の図表の引用は、図 1、図 2、表 1、表 2 のように表し、図表の説明は和文とする。

**3.2** 用語は、原則として本会編纂の「セラミックス辞典」、

文部科学省編纂の学術用語集などによるが、セラミックス慣用の文字を使用することは差し支えない。

**3.3** 量記号、単位記号、符号は、国際的に慣用されているものを用いる(JISZ8202、Z8203)。単位は原則として SI 単位による。

**3.4** 引用文献は、①、②、③、……の通し番号で示し、本文末尾の文献欄に、別に定める執筆要項にしたがって記載する。

**3.5** 数式は、別に定める執筆要項にしたがって記載する。

## 4. 投稿原稿の取り扱い

**4.1** 原稿は、セラミックス編集委員会委員長宛に送付し、日本セラミックス協会事務局に到着した日をもって受理日とする。

**4.2** 投稿原稿の採否は、編集委員会が審議決定する。

**4.3** 編集委員会は、投稿原稿に対し字句の訂正、内容の補正を求めることができる。

**4.4** 新製品紹介、求人の掲載料は、次のとおりとする。

新製品紹介……特別会員の場合:無料

ただし、紹介記事が、商業道徳に留意されていて、セラミックス編集委員会の承認が得られることを前提とする。

求人……別に定める求人欄申込要項による。

## 5. 著作権

セラミックス誌に掲載された記事の著作権は、日本セラミックス協会に帰属する。

以上